

がれき撤去 全額国負担

補助率上げや交付税で対応

政府は29日、東日本大震災の被災地で市町村が行うがれき撤去の費用を全額国費で負担することを決めた。国庫補助率を50〜90%に引き上げ、残りの自治体負担分は全額を地方交付税で賄う方針で、2011年度の補正予算編成で対応する。

1995年の阪神大震災では国庫補助と地方交付税で実質的に97・5%を国が負担したが、今回は津波による倒壊家屋や自動車など大量のがれきが発生していることに加え、財政力の弱い小規模自治体が数多く被災したことから、自治体負担をゼロにして処理作業を支援することにした。

具体的には、国庫補助率を50%、80%、90%の3段階とし、がれき撤去費用が市町村の財政規模に比べ大きくなるほど補助率を引き上げる仕組み。残りの自治体負担分については災害対策債を発行して賄い、その元利償還金の全額に地方交付税を充てる。

がれきの運搬、処分や一時保管の費用などが対象となる見通し。政府は事業費総額の見積もりを急いでいるが、「被害が広範囲にわたっており、阪神大震災の約3500億円をかなり上回る」（環境省）との見方が強い。



撤去できぬ船、船、船…

東日本大震災の津波の被害で、膨大な数の漁船や貨物船が流されたり、陸に打ち上げられたりしたままになっている。建物の屋上に乗り上げた客船や、民家に迫った大型船も。復旧作業の障害にもなり、早く撤去

がれきの運搬、処分や一時保管の費用などが対象となる見通し。政府は事業費総額の見積もりを急いでいるが、「被害が広範囲にわたっており、阪神大震災の約3500億円をかなり上回る」（環境省）との見方が強い。

よると、陸に打ち上げられた船を含め、総数は全く把握できない。「小さな船も含めると数千とも数万とも言えない。これだけの規模で打ち上げられたのは過去に例がない」（担当者）。

岩手県の集計では、県沿岸で漁船約4千隻の流出や損壊が判明。だが国交省に

津波で陸に打ち上げられ、折り重なる船は、自治体が処分する。政府は陸地のがれきの撤去費用をほぼ全額負担する方針だが、船ががれき扱いになるかは不透明だ。

移動や撤去の費用は「船主責任保険」で賄える可能性があるが、国内外の所有者や保険会社の協議が難航するのは必至。国交省は調整役としての役割も務める考え。「自治体もどうすればいいのか途方に暮れている」として、水産庁や廃棄物を担当する環境省と連携し、解決策を見つけないといけない。

数も所有者も分からず